

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年規則第１２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１２項中「堺市子宮がん検診」を「堺市子宮頸がん検診」に改め、同条中第１４項を削り、第１５項を第１４項とし、第１６項から第２２項までを１項ずつ繰り上げる。

第３条第７項第１号ス中「（同法附則第２条第４項において準用する場合を含む。）及び同法附則第２条第４項」を削り、「適用し、又は準用する」を「読み替えて適用する」に改め、「又は特例給付（同法附則第２条第１項の給付をいう。）」を削り、同条第１２項中「堺市子宮がん検診」を「堺市子宮頸がん検診」に改め、同条中第１４項を削り、第１５項を第１４項とし、第１６項から第２１項までを１項ずつ繰り上げ、同条第２２項第１号ウ中「その保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者」に、「第１９条の３第１項」を「第６条」に改め、同号エからカまで及び同項第２号ウからカまでの規定中「その保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者」に改め、同項第３号中「当該小児慢性特定疾病医療費の支給」を「当該調整」に改め、同項を同条第２１項とし、同条中第２３項を第２２項とし、第２４項から第３７項までを１項ずつ繰り上げ、同条第３８項第１号サ中「（同法附則第２条第４項において準用する場合を含む。）」及び「又は特例給付（同法附則第２条第１項の給付をいう。）」を削り、同項を同条第３７項とし、同条第３９項第３号中「第４１条の３の３第１項」を「第４１条の３の１１第１項」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加え、同項を同条第３８項とする。

ア 納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る児童福祉法第１１条第１項第２号ハの調査及び判定に関する情報

第３条第４０項を同条第３９項とし、同条第４１項第３号ア中「若しくは」を「又は」に改め、同項第７号中「の申請又は」を「又は」に改め、同号ア中「当該申請」を「当該認定を受け、若しくは当該申請」に改め、同号イからエまでの規定中「当該申請」を「当該認定を受け、又は当該申請」に改め、同項第１１号中「に係る事実についての審査」を削り、同項第１２号中「同令」及び「に係る事実についての審査」を削り、同項を同条第４０項とし、同条中第４２項を第４１項とし、第４３項から第５４項までを１項ずつ繰り上げ、同条第５５項第１号中「（同法附則第２条第４項において準用する場合を含む。）及び同法附則第２条第４項」を削り、「適用し、又は準用する」を「読み替えて適用する」に改め、「又は特例給付（同法附則第２条第１項の給付をいう。次号において同じ。）」を削り、同項第２号中「（同法附則第２条第４項において準用する場合を含む。）」及び「又は特例給付」を削り、同項第３号中「除き、同法附則第２条第４項にお

いて準用する場合を含む」を「除く」に改め、同項第4号中「（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第54項とし、同条第56項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を削り、同項を同条第55項とし、同条中第57項を第56項とし、第58項を第57項とし、同条第59項第1号ス中「（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」及び「又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を削り、同項を同条第58項とし、同条中第60項を第59項とし、第61項から第72項までを1項ずつ繰り上げ、同条第73項第3号中「支給を受ける」を「調整に係る指定難病の」に改め、同項を同条第72項とし、同条第74項を同条第73項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。